

一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について（答申書）

令和 元年 8月30日
平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎

本審議会は、令和元年7月4日付31平環政第196号で市長から諮問を受けた「一般廃棄物の処理手数料等の額の改定」について、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

「ごみ等」及び「し尿」について、平塚市の「使用料、手数料の算定基準」で定める「3年に1度見直しを行う」とする内容に基づき算出された処理原価に対する現行処理手数料の徴収率、近隣市との均衡及び令和元年10月に消費税が8%から10%に引き上げられることを踏まえ、排出者には応分の負担を求め、処理原価相当の料金改定が必要であると判断した。

なお、今回の答申をまとめるにあたり各委員から提案や意見があった。今後、処理手数料を改定するにあたっては参考とされたい。

1 ごみ等

(1) 臨時料金

平塚市の「使用料、手数料の算定基準」に基づき、過去3か年のごみの処理量の平均値に対し、その処理に掛かる経費の平均値で除した額を処理原価としている。臨時に一般家庭から排出されるごみで、市長が指定する処理施設へ直接搬入する場合の現行処理手数料は、徴収率が5割という状況である。受益者負担の点からも処理手数料については、近隣市との均衡を勘案し、激変緩和措置を踏まえ、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

(2) 搬入料金

(1)と同様の処理原価の算出方法だが、事業活動に伴い排出されるごみの量は年々増加しており、その処理コストも比例していくことが十分に考えられる。処理手数料については、排出者責任を明確にし、ごみの減量化に対する動機付けとなる点からも処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

(3) 特定料金

事業活動に伴い排出されるごみの収集運搬と処分に対する経費を処理量で除したものを処理原価とするとしている。処理手数料については、(2)と同様に排出者責任を明確にし、ごみの減量化に対する動機付けとなる点からも処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

2 し尿

(1) 定額料金 [一般家庭で世帯の把握ができるもの]

下水道事業を充実させていくという点から平成 2 4 年度及び平成 2 7 年度答申を踏まえ、平均的な一般家庭の下水道使用料を目安とし、それを超えない範囲での金額に近づけていくことが必要である。激変緩和措置を踏まえ、処理手数料については、その金額相当が望ましい。

(2) 従量料金 [事業者その他これに類するもの]

過去 3 か年のし尿の収集量の平均値に対し、その処理に掛かる経費の平均値で除した額を処理原価とするとしている。現行処理手数料は、徴収率が 7 割という状況である。し尿に関しても受益者負担の点から処理手数料については、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

(3) 従量料金 [前号以外のもの]

(2)と同様の理由により、処理手数料については、激変緩和措置を踏まえ、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。